

平成23年11月30日

保障充実割引の開始等について

第一生命保険株式会社（社長：渡邊 光一郎）では、「新・生涯設計」のコンセプトにもとづくお客さまサービスとして、平成24年3月2日より、新しい保険料割引制度「保障充実割引」を開始します。

当社では、「新・生涯設計」のコンセプトを具現化するために、たとえば平成22年9月に発売した「順風ライフ（5年ごと配当付終身保険）」について、「生きていくための保障」を充実させたい場合には終身保障の保険金額を低額に設定し、3大疾病等の保障や医療保障を充実させた設計ができるようにするとともに、平成23年9月より10年更新型や15年更新型の特約を付加できる年齢範囲を拡大するなど、お客さまのニーズやその変化にあわせた設計ができるよう、商品設計の自在性向上をすすめています。

これまで実施していた保険料割引制度は、保険種類ごとに割引を適用する保険金額（割引ランク）や割引額が異なるため、「順風ライフ」を例にとると、主契約である終身保険と死亡保障特約とで割引ランクや割引額が異なることとなり、特に終身保険については、終身保険部分だけで保険金額が1,000万円以上必要であるため、割引が適用されるケースはあまりありませんでした。

今般、取扱を開始する新しい保険料割引制度「保障充実割引」は、保険種類を問わず割引ランクおよび割引額を一律とし、ご契約ごとにご契約全体の保険金額に応じた割引を行うわかりやすい仕組みとします。これにより、「順風ライフ」においては、主契約である終身保険と死亡保障特約とで同じ割引が適用されることとなるため、従来の保険料割引制度では割引が適用されにくかった終身保険についても保険料負担を軽減できるようになり、商品設計の自在性に加え、保険料割引の面でも「新・生涯設計」のコンセプトを具現化することができるようになるものと考えています。

なお、「保障充実割引」の開始にともない、これまで実施していました複数のご契約を合算した総保険金額により割引ランクを判定する「とくとく割引サービス」の取扱は終了しますが、すでにご加入いただいているご契約の「とくとく割引サービス」による割引については、平成24年3月1日時点の割引ランクを引き続き適用します。（詳細は次ページ以降をご覧ください。）

当社では、「いちばん、人を考える会社になる。」というグループビジョンのもと、「新・生涯設計」—すべてのお客さまに、私たちすべてが、すべての接点で、「一生涯のパートナー」—のコンセプトにもとづき、幅広くお客さまとの接点を広げ、お役に立てるようこれからも取り組んでいきます。

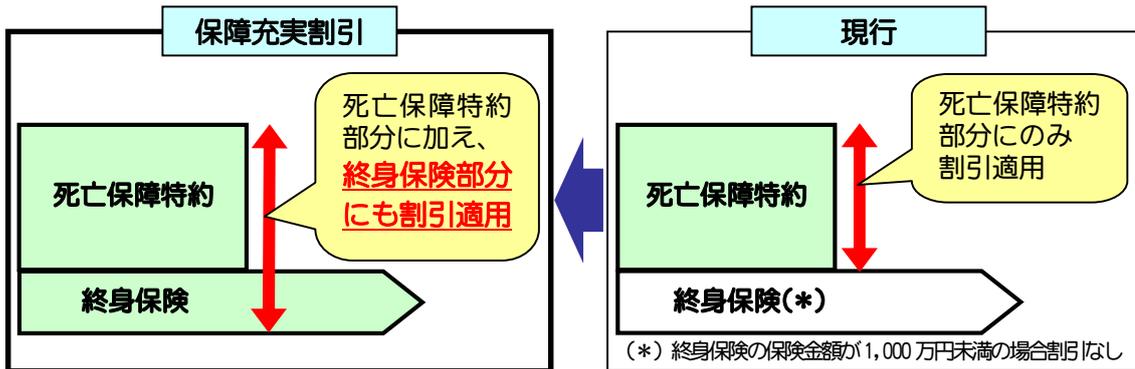
わかりやすい保険料割引制度～「保障充実割引」の取扱開始～

当社ではこれまで、ご契約の保険料算出の際に適用する保険料割引制度「高額割引」を取り扱っていましたが、わかりやすいお客さまサービスを提供する観点から、現行の保険料割引制度「高額割引」にかえて、「保障充実割引」の取扱を開始します。

1. 「保障充実割引」のポイント

ポイント① 割引ランクの判定を一本化！

- ・主契約と特約の割引ランクの判定を一本化したシンプルな割引制度です。
- ・契約1件ごとに割引ランクを判定し、割引を適用します。



ポイント② 割引ランク・割引額は保険種類を問わず同一（※1）で、わかりやすい割引です！ 契約単位の総保険金額（※2）に応じて保険料の割引を実施します！

- ・総保険金額が2,500万円以上の場合、保険料を割引します。
- ・総保険金額が3,500万円以上の場合、さらに保険料を割引します。

総保険金額	割引ランクの適用
2,500万円未満	割引保険料率の適用なし
2,500万円以上3,500万円未満	「2,500万円ランク」の割引保険料率を適用
3,500万円以上	「3,500万円ランク」の割引保険料率を適用

（※1）保険料払込が一時払の契約や保険金額が2,500万円未満の契約など、保険種類や保険金額によっては「保障充実割引」の対象とならない場合があります。

（※2）総保険金額とは、主契約および主契約に付加されている定期保険特約などの死亡保障特約の保険金額の合計額をいいます。

【「とくとく割引サービス」による割引の凍結について】

当社ではこれまで、ご契約者が同一である複数のご契約を合算した総保険金額により割引ランクを判定し、割引を適用する保険料割引制度「とくとく割引サービス」を実施していましたが、「他契約の減額等により保険料が変わるなど、仕組みがわかりにくい」とのお客さまの声等を受け、「保障充実割引」の開始にともない、平成24年3月1日をもって「とくとく割引サービス」のお取扱を終了します。

なお、すでにご加入いただいているご契約の「とくとく割引サービス」による割引については、平成24年3月1日時点の割引ランクを引き続き適用しますので、追加加入、減額等をされた場合でも割引ランクの変更はありません。

（注）平成24年3月2日以降にご契約（特約を含みます）を更新された場合等には、「保障充実割引」が適用されますので、「とくとく割引サービス」の適用はなくなります。

